

令和7年度越前町青雲特待生募集要項

越前町では、福井県立丹生高等学校への進学を希望し、優れた資質を有すると認められた方に、奨学金を支給します。希望する方は、在学する中学校を通じて申請してください。

1. 趣 旨

当奨学金は、優れた資質を有する中学生に対して、福井県立丹生高等学校への進学を推奨し、もって越前町唯一の高校である福井県立丹生高等学校を育成するとともに、地域全体の教育の振興を図ることを目的とする。

2. 出願資格

- (1) 国内に住所を有する者で、中学校または盲・ろう・特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）第3学年に在学し、翌年度4月に福井県立丹生高等学校へ進学する者で、人物・学業など特に優れた資質を有する者で、かつ健康であること。
- (2) 「越前町青雲特待生奨学金交付要綱」に合致する者であること。

3. 認定予定人数

25名程度

4. 奨学金月額

月額8,000円（返済不要）

5. 提出書類

- (1) 越前町青雲特待生認定申請書（様式第1号） 1通
（在学校に提出してください。）
- (2) 越前町青雲特待生推薦調書（様式第2号） 1通
（在学校で作成してもらってください。）

6. 提出期限

越前町教育委員会への提出期限は、令和6年12月20日（金）までとします。

7. 奨学生の決定

各中学校から推薦されたものの中から、選考委員会で選考し決定する。

8. 選考結果通知及び奨学金の支給

- (1) 越前町教育委員会から、各中学校長を通じて「越前町青雲特待生認定通知書」を交付する。(内定)
- (2) 決定は、内定者が福井県立丹生高等学校に入学したときとする。
- (3) 奨学金は、原則として学期毎に支給する。
- (4) 奨学金は、申請者が指定する銀行預金口座に振込む。

9. 交付期間

令和7年4月から福井県立丹生高等学校における正規の最短就学期間とする。

ただし、「越前町青雲特待生奨学金交付要綱」の「学力等基準」に該当しなくなった者については基準該当月までとする。

10. その他

奨学生は、年に一回、学業成績証明書(様式第5号)を提出する。

(学業成績証明書は、福井県立丹生高等学校に作成を依頼すること。)

越前町青雲特待生推薦要項

《各中学校の先生方へ》

越前町青雲特待生として推薦する際には、次の推薦基準に該当しているかを判定のうえ、様式第2号により推薦してください。

近年、交付要綱第2条に定める学力等基準に該当しなくなり、支給停止になる事例があります。推薦にあたっては、推薦基準を十分ご確認のうえ推薦をお願いいたします。

推 薦 基 準

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が高校生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

就学 zu 十分耐え得ると認められること。

3 学業成績について

- (1) 教科学習および課外活動共に、在学中学校最終2箇年の平均成績が下記基準以上であること。
- (2) さらに課外活動の場合は、在学中学校における部活動等の成績が下記の基準以上で、かつ、高等学校においても引き続き活動を行うこと。

中学校学力等基準

教科学習	中学校課程最終2箇年の学習成績の評定は、各教科・科目の学習について5段階で表し、5教科(国、社、数、理、英)の平均が3.6(小数第2位で四捨五入)以上である者
課外活動	在学中学校における活動において、県選抜者又は県大会に入賞し(個人・団体を問わず)かつ中学校課程最終2箇年の学習成績の評定は、各教科・科目の学習について5段階で表し、全履修教科の平均が3.3(小数第2位で四捨五入、選択教科は除く)以上で、高等学校においても引き続き活動を行う者